

改 正 案	現 行
(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)	(法第四条第一項第三号の政令で定める業務)
第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。	第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次のとおりとする。
一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）	一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業
二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業（病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。）	二 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第十七条に規定する歯科医業
三 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）第十九条に規定する調剤の業務（病院等において行われるものに限る。）	三 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）第十九条に規定する調剤の業務（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（第八

号において「病院等」という。)において行われるものに限る。)

四 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二条
 第三条、第五条、第六条及び第三十一条第二項に規定する業務
 (他の法令の規定により、同条第一項及び第三十二条の規定にかかるわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含み、病院等、助産所、介護老人保健施設又は居宅において行われるもの(介護保険法第七条第七項に規定する訪問入浴介護に係るものを除く。)に限る。)

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第二項に規定する業務(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものであつて、病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。)

五 栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第一条第二項に規定する業務(傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る。)

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。)

六 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第二条第一項に規定する業務

七 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する業務(病院等、介護老人保健施設又は居宅において行われるものに限る。)

七 診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二条第二項に規定する業務

八 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)第二条第一項に規定する業務(病院等において行われるものに限る。)

八 歯科技工士法(昭和三十年法律第二百六十八号)第二条第一項に規定する業務(病院等において行われるものに限る。)